

神子田雨水ポンプ場低圧進相コンデンサ外修繕

特記仕様書

盛岡市上下水道局上下水道部

下水道施設管理課

第1章 一般事項

(目的及び適用)

第1条 この特記仕様書は、神子田雨水ポンプ場低圧進相コンデンサ外修繕の適正を期するために、本修繕に必要な事項を定めることを目的とする。これに記載されていない事項については、盛岡市下水道工事標準仕様書、土木工事共通仕様書(岩手県県土整備部)、電気工事必携・電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、を参考に契約の適正な履行を図るものとする。

(修繕の場所及び期間)

第2条 本修繕の場所は、次によるものとする。

- (1) 神子田雨水ポンプ場 盛岡市鉾屋町 11 番 14 号
- (2) 下道雨水ポンプ場 神子田町 9 番 34 号
- (3) 大沢川原雨水ポンプ場 大沢川原一丁目 5 番 20 号
- (4) 中川雨水ポンプ場 盛岡駅西通二丁目 18 番 11 号
- (5) 中川原雨水ポンプ場 東安庭二丁目 9 番
- (6) 上赤平汚水中継ポンプ場 黒石野三丁目 24 番 40 号
- (7) 名乗沢第二マンホールポンプ場 山岸字大平 99 番地 148
- (8) 松園汚水中継ポンプ場 東松園四丁目 1 番 15 号
- (9) 中川原旧終末処理場(中川原中央監視棟) 盛岡市東安庭二丁目 8 番 3 号
- (10) 中央幹線 5-1 盛岡市津志田 14 地割地内
- (11) 中央幹線 8-1 盛岡市向中野 5 丁目地内
- (12) 中央幹線 9 盛岡市本宮 3 丁目地内
- (13) 都南幹線 1-2 盛岡市南仙北 3 丁目地内
- (14) 都南幹線 2 盛岡市南仙北 3 丁目地内
- (15) 雫石幹線 1 盛岡市繫字猿田地内
- (16) 雫石幹線 1-1 盛岡市本宮 5 丁目地内
- (17) 広宮沢幹線 1-1 盛岡市永井 16 地割地内
- (18) 滝沢 1 号幹線 2-1 盛岡市盛岡駅西通一丁目地内
- (19) 滝沢 1 号幹線 10 盛岡市月が丘 2 丁目地内
- (20) 広宮沢幹線 2 盛岡市羽場 10 地割地内
- (21) 都南幹線 1-1 盛岡市三本柳 2 地割地内
- (22) 手代森旧汚水処理施設 盛岡市手代森 14 地割 19 番 16 号

2 本修繕の期間は、契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 20 日までとする。

(契約時の提出書類)

第3条 受注者は契約締結時、次の書類を作成し、速やかに発注者へ提出し承認を得なければならない。なお、提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について（平成19年3月1日付け18盛契第137号財政部長通知）に定める様式に準ずるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、監督員の指示する様式によるものとする。

- (1) 修繕着手届
- (2) 当初工程表届
- (3) 現場責任者通知書
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

(準拠法令)

第4条 本修繕施工について、一般請負工事に関連する諸法令を遵守すること。

(保安、衛生管理)

第5条 受注者は、労働安全衛生に関する諸法規に基づき、最善の注意による安全衛生管理を実施することとする。

(既存構造物の保護)

第6条 本修繕の施工について、既設構造物等に支障を及ぼさないよう、養生等の防護を施さなければならない。もし誤ってこれら既設物に損傷を与えたり、また、発注者の承認を得て、便宜上一時取り壊したりした場合は、受注者自らの責任においてこれを復旧し、発注者の検査を受けなければならない。

第2章 施工対象

(施工対象設備及び施工内容)

第7条 修繕対象設備は、PCBが含有されている疑いがある低圧進相コンデンサ等とする。

2 施工内容は、既設の低圧進相コンデンサ等を撤去し、同容量の仕様の低圧進相コンデンサ等を新規で設けるものとする。なお、交換対象機器は、別紙の機器管理表のとおりとする。

3 PCB分析調査について、受注者は各々の低圧進相コンデンサ等のPCB分析調査を実施しなければならない。

4 受注者は、低圧進相コンデンサ等にPCBが含有していると判明した際は、発注者へ低圧進相コンデンサ等を引渡しなければならない。

5 受注者は、低圧進相コンデンサ等にPCBが含有されていないと明確になった際は、産業廃棄物とし処分することとする。

(修繕範囲)

第8条 本修繕の範囲は、次によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 機器及び資材等の調達
- (3) 施工段取（電気主任技術者との調整等を含む）
- (4) 低圧進相コンデンサ等の撤去
- (5) 低圧進相コンデンサ等の新設
- (6) 結線確認
- (7) 絶縁抵抗測定
- (8) 後片付け、清掃等
- (9) PCB分析調査の実施
- (10) 産業廃棄物処分

(整備)

第9条 受注者は、監督員の指示に従い、試運転完了までの修繕を、的確に施工し、将来の維持管理に支障を来たさないようにすること。

(修繕計画書)

第10条 受注者は、修繕着手に先立ち、修繕計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(一般事項)

第11条 本修繕は、既設設備であるため、現場施工の際は、監督員と作業内容、時間等を協議し、施工するものとする。

(完了時の提出書類)

第12条 受注者は、修繕完了後、修繕完了届等所定の書類の他、次の書類を発注者に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 完成図 | 2部 |
| (2) 出荷証明書 | 2部 |
| (3) 試験成績表（絶縁抵抗測定） | 2部 |
| (4) 修繕施工写真（修繕前、修繕中） | 2部 |
| (5) 修繕完成写真 | 2部 |
| (6) マニフェストの写し | 2部 |
| (7) PCB分析結果調査表 | 2部 |
| (8) 保証書 | 2部 |
| (9) その他、発注者が必要と認められる書類 | 2部 |

第3章 検査

(完了検査)

第13条 修繕完了後、修繕完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

- 2 完了検査は、現場責任者は必ず立ち会うものとし、検査に必要な器具、材料、雑品及び人員等の諸準備は、全て受注者が行わなければならない。
- 3 完了検査は、次の検査を行う。
 - (1) 出来形検査
製品規格、品質及び数量等の検査
 - (2) 書類検査
本特記仕様書の第12条による完了時の提出書類の検査
 - (3) その他、検査員が必要と認める検査
- 4 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。

第4章 その他

(変更設計)

第14条 本修繕の産業廃棄物処分量の積算は、PCBが含有されていないことを前提に全て処分
で設計していることから、PCBが含有されていると発覚した場合は、変更設計する場合も
ある。

(その他)

第15条 本特記仕様書に、疑似等が生じた場合は、発注者と受注者の両者協議のうえ、決定するこ
ととする。

